

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	共立耳鼻咽喉科	長崎県長崎市旭町26番18号	一般病床 19床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
特になし		

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定をうけた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
特になし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年 5月 3日 令和2年度決算の決定
理事・監事の任期満了に伴う改選
令和4年 3月27日 令和4年度事業計画及び収支予算の決定
令和4年度役員報酬額の決定

法人名 医療法人 協仁会
 所在地 長崎県長崎市旭町26番18号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 4 年 3 月 31 日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	133,455	I 流動負債	9,475
II 固定資産	72,203	II 固定負債	
1 有形固定資産	59,868	負債合計	9,475
2 無形固定資産	95	純資産の部	
3 その他の資産	12,240	科 目	金 額
		I 資本金	500
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	195,683
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	196,183
資産合計	205,658	負債・純資産合計	205,658

様式4-2

法人名 医療法人 協仁会
 所在地 長崎県長崎市旭町26番18号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自令和3年4月1日至令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	125,507
2 事業費用	126,295
本来業務事業損失	788
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	788
II 事業外収益	14,199
III 事業外費用	
経常利益	13,411
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	13,411
法人税等	830
当期純利益	12,581

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 協仁会
 所在地 長崎県長崎市旭町26番18号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 4 年 3 月 31 日 現在)

1. 資 産 額 205,658 千円
 2. 負 債 額 9,475 千円
 3. 純 資 産 額 196,183 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	133,455
B 固 定 資 産	72,203
C 資 産 合 計 (A + B)	205,658
D 負 債 合 計	9,475
E 純 資 産 (C - D)	196,183

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 協仁会
理事長 山野辺 滋晴 殿

私は、医療法人 協仁会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月3日

医療法人 協仁会

監事 石井 睦子